

平成 19 年 6 月 22 日
京 都 市 教 育 委 員 会
(音楽高校改革推進・建設室)

京都市立音楽高等学校移転整備事業に係る事業者の選定について

京都市立音楽高等学校移転整備事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を選定するため、学識経験者等の委員で構成する審査委員会において慎重に審査を行ってまいりましたが、下記の通り事業者を選定しないことと致しましたのでお知らせします。

記

1 事業者選定について

- (1) 本事業を実施することになる事業者を選定するため、平成 18 年 11 月 24 日に本事業に関する入札公告及び入札説明書等を公表し、平成 19 年 2 月 20 日に、3 事業者（設計、建設及び維持管理企業等で構成するグループ）から応札があり、入札書及び事業計画等に関する入札提案書類等を受付けました。
- (2) 3 事業者から入札書及び事業計画等に関する入札提案書類等を受付けましたが、3 事業者のうち 1 事業者については市の予定価格を超過していたため、その者の入札を無効とし、予定価格以下であった 2 事業者の提案内容等について審査を行いました。
- (3) 審査委員会において、事業者の提案内容や事業者ヒアリングの結果を踏まえ、慎重に審査を行いましたが、音楽高校の校舎、音楽ホール、京都市立芸術大学のサテライト施設(ギャラリー)等の複合施設等に求められる機能や新たな景観施策等への対応について、市が要求する水準を満たしていない内容があったため、事業者を選定しないこととしました。

2 今後の対応

本事業に関する入札説明書等の再検討を行い、平成 19 年 10 月中旬頃に、再度、P F I 手法による入札公告の予定をしています。